

平成27年第8回（8月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年8月7日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時27分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 14名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義 高原 孝幸

瀬口 勝美 宇佐 正人

太田 克弘

樋口 翌 菊 啓治

守口 正典

賀部 正直 豊田 和義

是木 則幸 土屋 豊一

若山 清敏 畑田 英文

欠席委員の氏名 井上 幸子 奥家 信弘

4. 付議事項

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について 2件

議案第15号 下限面積(別段面積)の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中出席いただきまして有難うございます。(前農業委員会会長死去について連絡)
是木会長	それでは、ただ今より平成27年第8回8月の総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんおはようございます。委員の皆様には大変忙しい中出席ただいて有難うございます。今年は暑い日が続いております。皆様においても体に十分に気をつけていただきたいと思います。 それでは、ただいまから平成27年第8回8月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には菊委員、守口委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは1ページをご覧ください。「議案第14号 農地法第3

条の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。
この案件は、売買契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。

申請農地：吉富町大字鈴熊104番1 田 794㎡

譲渡人：吉富町大字直江〇〇〇番地〇 T. A

譲受人：吉富町大字鈴熊〇〇〇番地〇 K. E

(その他議案内容朗読及びP1からP6説明)

本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲受人が今後農業をやりたいということで、自宅周辺の農地を探していたところ、今回周辺に農地が見つかったということであり、農地取得後の経営面積も後の案件を合算すると3,205㎡となり、本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。

引き続き番号2についても同一の譲受人の案件となりますので、説明いたします。再度1ページをご覧ください。

この案件は、売買契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。

この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。

申請農地：吉富町大字鈴熊273番1 田 689㎡

吉富町大字鈴熊105番 田 708㎡

吉富町大字鈴熊25番 田 508㎡

合計 1,905㎡

譲渡人：北九州市小倉南区津田〇-〇〇-〇 A. T(1/2)

：北九州市八幡西区大平〇-〇-〇〇 M. N(1/2)

譲受人：吉富町大字鈴熊103番地3 K. E

(その他議案内容朗読及びP7からP12説明)

本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲受人が今後農業をやりたいということで、自宅周辺の農地を探していたところ、今回周辺に農地が見つかったということであり、農地取得後の経営面積も前の案件を合算すると3,205㎡となり、本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

是木会長

事務局より番号1及び2の説明がありました。それでは、地元委員の樋口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。

樋口委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。今後農業をやりたいという方なので問題ないと思われます。

是木会長

樋口委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思ひます。発言のある方は挙手お願いします。

高原委員 事務局	<p>9ページの鈴熊103-1がKさんの農地か？</p> <p>そのとおりです。果樹や野菜を作っています。鈴熊103-3が自宅となります。</p>
是木会長 各委員	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第14号-1及び2については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>これにより「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」2箇所とも承認することとします。続きまして、「議案第15号 下限面積(別段面積)の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は農地法3条の下限面積の設定についてです。それでは「議案第15号 下限面積(別段面積)の設定について」です。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>補足説明ですが、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行され、一定条件を満たす区域については、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありましたように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるか否かをご審議いただくものです。</p> <p>なお、利用権設定はこの下限面積は適用いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。</p> <p>以上で説明を終わります。今年度も下限面積が30aでよろしいかご審議をお願いします。</p>
是木会長	<p>事務局から議案第15号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第15号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第15号に関しましては承認することと決めます。</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>農業委員業務必携の配布について</p>

各委員 是木会長	(各地区内での情報交換) その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、9月10日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、これをもちまして平成27年第8回(8月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時27分 閉会